

平成26年度

福祉用具貸与  
特定福祉用具販売

集団指導資料

香川県健康福祉部 長寿社会対策課  
高松市健康福祉局長寿福祉部 介護保険課

平成27年3月18日、19日

(1) 平成27年度介護報酬改定の概要

① 複数の福祉用具を貸与する場合の価格の適正化

福祉用具の貸与価格について、複数の福祉用具を貸与する場合は、給付の効率化・適正化の観点から、予め都道府県等に減額の規程を届け出ることにより、通常の貸与価格から減額して貸与することを可能とする。

※ 算定要件等

○ 変更無し

② 福祉用具専門相談員の資質の向上

福祉用具専門相談員の指定講習内容の見直しを踏まえ、現に従事している福祉用具専門相談員について、福祉用具貸与（販売）に関する必要な知識の修得及び能力の向上といった自己研鑽に常に努めることとする。

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）  
下線部変更箇所  
介護予防福祉用具貸与及び特定（介護予防）福祉用具販売省略

（適切な研修の機会の確保並びに福祉用具専門相談員の知識及び技能の向上等）

第201条（略）

2【新設】福祉用具専門相談員は、常に自己研鑽に励み、指定福祉用具貸与の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

(2) 福祉用具専門相談員の資格要件に係る規定の改正

「介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（平成26年政令第397号。以下「改正政令」という。）」が、平成26年12月12日に公布され、平成27年4月1日から施行される。

これにより、福祉用具専門相談員については、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第1項各号のいずれかに該当する者とされているが、この対象から養成研修修了者（介護職員基礎研修課程・1級課程・2級課程の修了者、介護職員初任者研修課程の修了者）を除き、福祉用具に関する知識を有している国家資格保有者及び福祉用具専門相談員指定講習修了者に限定されることとなる。（介護保険法施行令第4条関係）

また、経過措置として、改正政令の施行の際現に養成研修修了者である者の助言（平成28年3月31日までの間において行われるものに限る。）を受けて選定された福祉用具の貸与又は販売については、なお従前の例によることとされている。（改正政令附則第2項）

このため、改正政令の施行の際に、指定（介護予防）福祉用具貸与事業所又は指定特定（介護予防）福祉用具販売事業所（以下「福祉用具事業所」という。）において、養成研修修了者である福祉用具専門相談員（以下「養成研修修了相談員」という。）が指定（介護予防）福祉用具貸与又は指定特定（介護予防）福祉用具販売の業務（以下「貸与・販売業務」とい

う。)に従事している場合、当該養成研修修了相談員は、平成28年3月31日まで引き続き貸与・販売業務に従事することは可能であるが、改正政令施行日以降に養成研修修了相談員を新たに貸与・販売業務に従事させることはできなくなる。

なお、経過措置が適用される福祉用具事業所であっても、平成28年4月1日以降、養成研修修了相談員は貸与・販売業務に従事することはできなくなるため、貸与・販売業務を引き続き行うためには、福祉用具事業所において必要な資格を有する福祉用具専門相談員の確保・育成を図る必要がある。福祉用具専門相談員指定講習の開催予定等については、「かがわ介護保険情報ネット（下記 URL 参照）」に掲載されている。

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/choju/kaigo/yougusoudan.html>

### (3) 福祉用具の保険給付の対象について

以下の福祉用具が、平成27年4月1日から新たに保険給付の対象となる。

#### ① 保険給付の対象となる福祉用具の追加

サービスの種類	追加する内容
福祉用具貸与	「車いす」に「介助用電動車いす」を加える
特定福祉用具販売	「腰掛便座」に「水洗ポータブルトイレ」を加える

#### ② 複合的機能を有する福祉用具について

給付の対象とならない複合的機能を有する福祉用具はこれまで給付対象外であったが、通信機能を有する認知症老人徘徊感知機器について、給付対象となる福祉用具と給付対象外の通信機能部分が分離できる場合に限り、通信費用は自己負担として当該認知症老人徘徊感知機器が給付の対象となる。ただし、認知症老人徘徊感知機器本体の貸与価格に通信機能の価格を転嫁する等の行為は認められない。

(4) (介護予防) 福祉用具貸与計画・特定(介護予防) 福祉用具販売計画の作成

平成24年の制度改正で、(介護予防) 福祉用具貸与計画・特定(介護予防) 福祉用具販売計画(以下「福祉用具サービス計画」という。)の作成に係る基準が新設されたところであるが、実地指導等において、福祉用具サービス計画を作成していない事例が見られた。

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)

(福祉用具貸与計画の作成)

- 第199条の2 福祉用具専門相談員は、利用者の希望、心身の状態及びその置かれている環境を踏まえ、指定福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した福祉用具貸与計画を作成しなければならない。この場合において、指定特定福祉用具販売の利用があるときは、第214条の2第1項に規定する特定福祉用具販売計画と一体のものとして作成されなければならない。
- 2 福祉用具貸与計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。
  - 3 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
  - 4 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画を作成した際には、当該福祉用具貸与計画を利用者に交付しなければならない。
  - 5 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、当該福祉用具貸与計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該福祉用具貸与計画の変更を行うものとする。
  - 6 第1項から第4項までの規定は、前項に規定する福祉用具貸与計画の変更について準用する。

(特定福祉用具販売計画の作成)

- 第214条の2 福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、指定特定福祉用具販売の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した特定福祉用具販売計画を作成しなければならない。この場合において、指定福祉用具貸与の利用があるときは、第199条の2第1項に規定する福祉用具貸与計画と一体のものとして作成しなければならない。
- 2 特定福祉用具販売計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。
  - 3 福祉用具専門相談員は、特定福祉用具販売計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
  - 4 福祉用具専門相談員は、特定福祉用具販売計画を作成した際には、当該特定福祉用具販売計画を利用者に交付しなければならない。

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生省令第35号）

（介護予防福祉用具計画の作成）

第278条の2 福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況を踏まえて、指定介護予防福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防福祉用具貸与計画を作成しなければならない。この場合において、指定特定介護予防福祉用具販売の利用があるときは、第292条第1項に規定する特定介護予防福祉用具販売計画と一体のものとして作成しなければならない。

2 介護予防福祉用具貸与計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該介護予防サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。

3 福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

4 福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画を作成した際には、当該介護予防福祉用具貸与計画を利用者に交付しなければならない。

5 福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から、必要に応じ、当該介護予防福祉用具貸与計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。

6 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告しなければならない。

7 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防福祉用具貸与計画の変更を行うものとする。

8 第1項から第4項までの規定は、前項に規定する介護予防福祉用具貸与計画の変更について準用する。

（特定介護予防福祉用具販売計画の作成）

第292条 福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、指定特定介護予防福祉用具販売の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した特定介護予防福祉用具販売計画を作成しなければならない。この場合において、指定介護予防福祉用具貸与の利用があるときは、介護予防福祉用具貸与計画と一体のものとして作成しなければならない。

2 特定介護予防福祉用具販売計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。

3 福祉用具専門相談員は、特定介護予防福祉用具販売計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

4 福祉用具専門相談員は、特定介護予防福祉用具販売計画を作成した際には、当該特定介護予防福祉用具販売計画を利用者に交付しなければならない。

# ふくせん 福祉用具サービス計画書 (基本情報)

管理番号	
作成日	
福祉用具 専門相談員名	

フリガナ		性別	生年月日	年齢	要介護度	認定期間
利用者名	様		M・T・S 年 月 日			～
住所					TEL	
居宅介護支援事業所					担当ケアマネジャー	

相談内容	相談者	利用者との続柄	相談日
ケアマネ ジャーとの 相談記録			ケアマネジャー との相談日

## 身体状況・ADL ( 年 月 ) 現在

身長	cm	体重	kg
寝返り	<input type="checkbox"/> つかまら ないで できる	<input type="checkbox"/> 何かにつ かま れれば できる	<input type="checkbox"/> 一部介 助 <input type="checkbox"/> でき ない
起き上がり	<input type="checkbox"/> つかまら ないで できる	<input type="checkbox"/> 何かにつ かま れれば できる	<input type="checkbox"/> 一部介 助 <input type="checkbox"/> でき ない
立ち上がり	<input type="checkbox"/> つかまら ないで できる	<input type="checkbox"/> 何かにつ かま れれば できる	<input type="checkbox"/> 一部介 助 <input type="checkbox"/> でき ない
移乗	<input type="checkbox"/> 自立 (介助 なし)	<input type="checkbox"/> 見守り 等	<input type="checkbox"/> 一部介 助 <input type="checkbox"/> 全介 助
座位	<input type="checkbox"/> できる	<input type="checkbox"/> 自分で 支え れば できる	<input type="checkbox"/> 支え ても らえ れば できる <input type="checkbox"/> でき ない
屋内歩行	<input type="checkbox"/> つかまら ないで できる	<input type="checkbox"/> 何かにつ かま れれば できる	<input type="checkbox"/> 一部介 助 <input type="checkbox"/> でき ない
屋外歩行	<input type="checkbox"/> つかまら ないで できる	<input type="checkbox"/> 何かにつ かま れれば できる	<input type="checkbox"/> 一部介 助 <input type="checkbox"/> でき ない
移動	<input type="checkbox"/> 自立 (介助 なし)	<input type="checkbox"/> 見守り 等	<input type="checkbox"/> 一部介 助 <input type="checkbox"/> 全介 助
排泄	<input type="checkbox"/> 自立 (介助 なし)	<input type="checkbox"/> 見守り 等	<input type="checkbox"/> 一部介 助 <input type="checkbox"/> 全介 助
入浴	<input type="checkbox"/> 自立 (介助 なし)	<input type="checkbox"/> 見守り 等	<input type="checkbox"/> 一部介 助 <input type="checkbox"/> 全介 助
食事	<input type="checkbox"/> 自立 (介助 なし)	<input type="checkbox"/> 見守り 等	<input type="checkbox"/> 一部介 助 <input type="checkbox"/> 全介 助
更衣	<input type="checkbox"/> 自立 (介助 なし)	<input type="checkbox"/> 見守り 等	<input type="checkbox"/> 一部介 助 <input type="checkbox"/> 全介 助
意思の伝達	<input type="checkbox"/> 意思を他 者に 伝達 でき る	<input type="checkbox"/> ときど き伝 達 でき る	<input type="checkbox"/> ほとん ど伝 達 でき ない <input type="checkbox"/> 伝達 でき ない
視覚・聴覚			

疾病	
麻痺・筋力低下	
障害日常生活自立度	
認知症の日常生活自立度	
特記事項	

介護環境	
家族構成/主介護者	
他のサービス 利用状況	
利用している 福祉用具	
特記事項	

意欲・意向等	<input type="checkbox"/> 利用者から確認できた <input type="checkbox"/> 利用者から確認できなかった
利用者の意欲・意向、今困っていること(福祉用具で期待することなど)	

## 居宅サービス計画

利用者及び家族の生活に対する意向	利用者	
	家族	
総合的な援助方針		

## 住環境

<input type="checkbox"/> 戸建
<input type="checkbox"/> 集合住宅 ( 階 )
( エレベーター <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 )
例: 段差の有無など

# ふくせん 福祉用具サービス計画書(利用計画)

管理番号

フリガナ		性別	生年月日	年齢	要介護度	認定期間
利用者名	様		M・T・S 年 月 日			～
居宅介護 支援事業所					担当ケアマネジャー	

生活全般の解決すべき課題・ニーズ (福祉用具が必要な理由)	福祉用具利用目標
1	
2	
3	
4	

選定福祉用具(レンタル・販売)			
	品目	単位数	選定理由
	機種(型式)		
①			
②			
③			
④			
⑤			
⑥			
⑦			
⑧			

留意事項	
------	--

以上、福祉用具サービス計画の内容について説明を受け、内容に同意し、計画書の交付を受けました。

日付 年 月 日 署名 印

事業所名		福祉用具専門相談員	
住所		TEL	FAX